

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(平成 16 年 2 月 25 日 健康生きがい部長決定)

(通 則)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）第 39 条（指定居宅サービス事業、共生型サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用する場合を含む。）及び第 110 条の 2（指定居宅サービス事業、共生型サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 25 年 3 月 8 日東京都板橋区条例第 17 号）第 40 条（指定地域密着型サービス事業において準用する場合を含む。）及び第 59 条の 18（指定地域密着型サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」（平成 30 年 3 月 15 日条例第 12 号）第 28 条（基準該当居宅介護支援の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 3 月 30 日条例第 41 号）第 38 条（ユニット型指定介護老人福祉施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成 24 年 3 月 30 日条例第 42 号）第 38 条（ユニット型介護老人保健施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 6 月 27 日条例第 98 号）第 36 条（ユニット型介護療養型医療施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成 30 年 3 月 30 日条例第 51 号）第 38 条（ユニット型介護医療院の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成 24 年 10 月 11 日条例第 112 号）第 54 条の 9（指定介護予防居宅サービス事業、共生型介護予防サービス事業及び基準該当介護予防居宅サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成 25 年 3 月 8 日東京都板橋区条例第 18 号）第 37 条（指定地域密着型介護予防サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法の基準に関する条例」(平成 27 年 3 月 13 日東京都板橋区条例第 20 号)第 29 条、並びに「板橋区指定介護予防・生活支援サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・生活支援サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する要領」(平成 28 年 3 月 31 日健康生きがい部長決定)第 36 条(指定介護予防・生活支援サービスに該当する通所型サービスにおいて準用する場合を含む。)の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目 的)

第 2 条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「介護サービス等」という。)の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から板橋区へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第 3 条 サービス提供事業者が報告すべき事故の範囲は、各事業者の責任や過失の有無に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護サービス等の提供(介護サービス等利用者(以下「利用者」という。)の送迎及び通院を含む。)時における死亡事故及び骨折、出血、火傷、誤嚥、異食等で利用者が治療を要したもの
- (2) 他者の薬の誤与薬(受診を要しないものを含む。)又は利用者本人の薬の誤与薬(受診を要したものに限る。)
- (3) 介護サービス等の提供中に、利用者が行方不明になり警察に届出又は身体的影響により受診を要したもの
- (4) 利用者及び従業員等から感染症、食中毒及び疥癬の患者が発生し、利用者への介護サービス等の提供に影響する恐れがあるもの(感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に定めるもののうち、原則として別表 1 に掲げる 1~5 類の感染症並びにこれらに相当する指定感染症及び新型感染症とする。)
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等のうち、利用者の個人情報流出、金品着服、虐待行為等、利用者への介護サービス等の提供に影響するおそれのあるもの
- (6) 地震、風水害、火災その他災害で介護サービス等の提供に重大な影響があるもの
- (7) その他、特に板橋区から報告を求められたもの

2 前項第1号から第6号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。

- (1) 事故による被害又は影響がきわめて微少な場合
- (2) 老衰等により死亡した場合

(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に関係する利用者が板橋区の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が板橋区内の場合とする。

(報告事項)

第5条 各事業者が報告すべき事項は、事故に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 提出日
- (2) 事業所情報（事業所名、事業者番号、サービス種別等）
- (3) 利用者情報（氏名、住所、被保険者番号、サービス提供開始日、身体状況等）
- (4) 事故状況
- (5) 事故概要（発生日時、発生場所、事故種別、発生時状況等）
- (6) 事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、医療機関名、診断名、診断内容等）
- (7) 事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告状況）
- (8) その後の経過等（利用者の治療経過や完治等について）
- (9) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因等）
- (10) 再発防止策（手順変更、環境変更、再発防止策の評価時期および結果等）
- (11) 損害賠償の有無（状況等）
- (12) その他

(報告の手順)

第6条 報告の手順は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号によるものとする。

(1) 第一報

各事業者は、事故が発生した場合、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、第5条第1号から第7号までの内容について事故報告書（別記様式第1号）により5日以内に板橋区へ報告する。また、利用者に関する居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

ただし、緊急性の高いものは、電話で報告を行った後、速やかに事故報告書を提出する。

(2) 中間報告及び最終報告

各事業者は、当該事故処理がすべて完了した時点で、最終の事故報告書（別記様式第1号）を提出する。ただし、第一報の報告時点で事故処理が完了している場合には、第一報の際に第5条第8号から第12号の内容を併せて記載し、最終報告とすることができる。

なお、事故処理が長期化する場合には、適宜途中経過を報告し、必要に応じて中間報告を提出するものとする。

- 2 第5条における事故報告の項目が明記されている書式が提出された場合は、別記様式第1号の提出があったものとみなす。
- 3 事故に複数の当事者が存在する場合には、別記様式第1号に併せて事故当事者一覧（別記様式第2号）を提出するものとする。

(対 応)

第7条 板橋区は、報告を受けた場合は、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

- 2 事故対応は、当該利用者が板橋区の被保険者の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(処 理)

第8条 板橋区は、別記様式第1号（第6条第3項の場合は、別記様式第1号及び別記様式第2号）受領後、必要に応じて関係課（所）へ内部供覧し、介護事故例として保存管理し、介護事故件数の集計を行う。

(情報管理)

第9条 事故報告書の記載内容の取扱いについては、東京都板橋区情報公開条例及び東京都板橋区個人情報保護条例の規定に従って、適正に管理する。

(東京都への報告)

第10条 介護保険サービスにおける事故については、平成26年6月23日付け及び令和2年2月12日付け東京都通知「介護保険事業等における事故に関する情報提供について」に基づき、必要に応じて東京都にも報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成16年4月1日より適用する。
- 2 介護事故に関する事故報告の実施要領（平成12年11月27日健康生きがい部長決裁）は廃止する。

附 則

この一部改正は平成17年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成18年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成19年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成20年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成21年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成22年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成24年6月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成26年8月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成27年6月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成28年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成30年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成31年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は令和3年3月1日より適用する。

附 則

この一部改正は令和3年6月1日より適用する。

附 則

この一部改正は令和5年6月1日より適用する。

別表1 (第3条関係)

一類感染症	
1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

二類感染症	
1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
5	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)
6	鳥インフルエンザ(H5N1型)
7	鳥インフルエンザ(H7N9型)

三類感染症	
1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	パラチフス

四類感染症	
1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)
3	A型肝炎
4	エキノコックス症
5	黄熱
6	オウム病
7	オムスク出血熱
8	回帰熱
9	キャサヌル森林病
10	Q熱
11	狂犬病
12	コクシジオイデス症
13	サル痘
14	ジカウイルス感染症
15	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフルボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)
16	腎症候性出血熱
17	西部ウマ脳炎
18	ダニ媒介脳炎
19	炭疽
20	チクングニア熱
21	つつが虫病
22	デング熱
23	東部ウマ脳炎
24	鳥インフルエンザ(H5N1型及びH7N9型を除く)
25	ニパウイルス感染症
26	日本紅斑熱
27	日本脳炎
28	ハンタウイルス肺症候群
29	Bウイルス病
30	鼻疽
31	ブルセラ症
32	ベネズエラウマ脳炎
33	ヘンドラウイルス感染症
34	発しんチフス
35	ボツリヌス症
36	マラリア
37	野兔病
38	ライム病
39	リッサウイルス感染症
40	リフトバレー熱

41	類鼻疽
42	レジオネラ症
43	レプトスピラ症
44	ロッキー山紅斑熱

五類感染症(全数把握)	
1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)
3	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
4	急性弛緩性麻痺
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)
6	クリプトスポリジウム症
7	クロイツフェルト・ヤコブ病
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
9	後天性免疫不全症候群
10	ジアルジア症
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症
12	侵襲性髄膜炎菌感染症
13	侵襲性肺炎球菌感染症
14	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)
15	先天性風しん症候群
16	梅毒
17	播種性クリプトコックス症
18	破傷風
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
21	百日咳
22	風しん
23	麻しん
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症
指定感染症	指定なし

五類感染症(定点把握)	
1	RSウイルス感染症
2	咽頭結膜熱
3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
4	感染性胃腸炎
5	水痘
6	手足口病
7	伝染性紅斑
8	突発性発しん
9	ヘルパンギーナ
10	流行性耳下腺炎
11	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
12	急性出血性結膜炎
13	流行性角結膜炎
14	性器クラミジア感染症
15	性器ヘルペスウイルス感染症
16	尖圭コンジローマ
17	淋菌感染症
18	細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く)
19	無菌性髄膜炎
20	マイコプラズマ肺炎
21	クラミジア肺炎(オウム病を除く)
22	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
23	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
24	薬剤耐性緑膿菌感染症
25	新型コロナウイルス感染症